

ハンググライダー整備票運用指針

公益社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟安全性委員会

2012年6月13日

(目的)

ハンググライダーの安全性を確保すると共にハングフライヤー全体の安全に対する意識向上、整備不良によって起こりうる事故（インシデント等）を未然に防ぐ事を目的とする。

(適用範囲)

展示用以外の飛行する可能性の有るハンググライダー

(整備時期)

2年毎又は100時間のいずれかの早い時期の整備。

ハンググライダーに通常飛行状態以上の強い衝撃を与えた場合は次のフライト前に整備。

(整備・点検基準)

整備とは、ハンググライダーのセールを脱着し各部位の点検整備作業をした時とする。

点検とは、ハンググライダーのセールの脱着を行わず部品交換又は目視等による点検作業をした時とする。

各製造者／社の取扱説明書に記載された運用時期または時間に準じた整備・点検及び部品交換を推奨。

(ハンググライダー整備者)

- 1、ハンググライダー教員・助教員
 - 2、ハンググライダー輸入者／販売者・製造者／社及びその輸入者／販売者・製造者／社から指定された整備担当者
 - 3、1、2、以外でハンググライダーの整備に精通した者
- 上記の者で JHF 安全性委員会から指定された整備者

(整備票付帯)

ハンググライダーを整備した整備者は整備票をハンググライダーのクロスバーに付帯すること。

使用する整備票は JHF が作成し、指定された整備実施者に配布する。

整備後は整備者又は熟練したハングフライヤーがテストフライト行う事を推奨。

(整備作業・点検作業記録)

ハンググライダーを整備作業・点検作業した整備者は作業記録簿に作業記録を残し所有者に交換部品・調整部位の説明を行う。

(その他)

この運用指針は平成24年6月18日のJHF通常総会において実施説明ののち直ちに施行するものとする。

有効性が確認され、整備につき義務化をはかる場合には、JHF制度委員会において規程案を起案し安全性委員会ならびにJHF理事会の承認を経て制度化されるものとする。

以上